附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第四十五条の見出し及び同条第一項の改正規定、第四十八条第九号を削る改正規定並びに第四十九条の次に一条を加える改正規定は、同年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の日から前項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間におけるこの政令による改正後の総務省組織令第四十八条の規定の適用については、同条第三号中「、地域自立応援課及び参事官」とあるのは、「及び地域自立応援課」とする。

総務大臣　石田　真敏
内閣総理大臣　安倍　晋三

法務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第八十一号

法務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成三十年法律第百二号）の施行に伴い、並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項、第十八条第三項並びに第二十一条第四項及び第五項並びに法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第三十一条第三項及び第四項並びに第三十二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十条」を「第九条」に、「第十一条―第十三条」を「第十条―第十二条」に、「第十四条―第二十二条」を「第十三条―第二十一条」に、「第二十三条―第二十八条」を「第二十二条―第二十七条」に、「第二十九条―第三十四条」を「第二十八条―第三十三条」に、「第三十五条―第三十九条」を「第三十四条―第三十八条」に、「第四十条―第四十二条」を「第三十九条―第四十二条」に、「第四十三条―第四十六条」を「第四十三条―第四十七条」に、「第七目　訟務局（第四十七条―第五十二条）」を「第七目　訟務局（第四十八条―第五十三条）」に、「第六十条―第六十二条」を「第五十三条―第五十六条」に、「第六十三条―第六十六条」を「第五十六条―第五十九条」に、「第六十七条・第六十八条」を「第六十条・第六十一条」に、「第六十九条」を「第六十二条」に、「第七十条―第七十三条」を「第六十三条―第六十六条」に、「第七十四条―第七十六条」を「第六十七条―第六十九条」に、「第八目　入国管理局（第五十四条―第五十九条）」を「第八目　入国管理局（第七十条―第七十五条）」に、「第二章　公安調査庁　第一節　特別な職（第七十八条）　第二節　内部部局（第七十九条―第八十四条）　第三節　施設等機関（第八十五条）　第四節　地方支分部局（第八十六条―第八十八条）」を

「第二章　公安調査庁
第一節　特別な職（第七十八条）
第二節　内部部局（第七十九条―第八十四条）
第三節　施設等機関（第八十五条）
第四節　地方支分部局（第八十六条―第八十八条）」

に、「第五款　保護観察所（第七十七条）」を「第五款　保護観察所（第七十七条）　第六款　出入国在留管理庁（第七十八条―第七十九条）」に、「第二章　出入国在留管理庁　第一節　特別な職（第八十条）　第二節　内部部局（第八十一条―第八十四条）　第三節　施設等機関（第八十五条）　第四節　地方支分部局（第八十六条―第八十八条）」を

「第二章　出入国在留管理庁
第一節　特別な職（第八十条）
第二節　内部部局（第八十一条―第八十四条）
第三節　施設等機関（第八十五条）
第四節　地方支分部局（第八十六条―第八十八条）」

に改める。

外局

出入国在留管理庁

款　特別な職（第六十八条―第七十条）

款　内部部局

一目　部の設置等（第七十一条―第七十三条）

二目　課の設置等（第七十四条―第八十二条）

款　地方支分部局（第八十三条―第八十五条）　に改める。

公安調査庁

款　特別な職（第八十六条）

款　内部部局（第八十七条―第九十二条）

款　施設等機関（第九十三条）

款　地方支分部局（第九十四条―第九十六条）」

第二条第一項中「七局」を「六局」に改め、「入国管理局」を削る。

第三条第一項第八号中「こと」の下に「（出入国在留管理庁の所掌に属するものを除く。）」を加え、同項第二十七号中「及び保護司並びに」を「、保護司及び」に改め、「及び外国人技能実習機構」を削り、同項第四十四号中「こと」の下に「（出入国在留管理庁の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第十条を削る。

第一章第二節第二款中第十一条を第十条とする。

第十二条の見出し中「政策立案総括審議官」の下に「、公文書監理官」を加え、同条第一項中「サイバーセキュリティ・情報化審議官」を「公文書監理官一人、サイバーセキュリティ・情報化審議官」に、「七人」を「六人」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　公文書監理官は、命を受けて、法務省の所掌事務に関する公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報の保護の適正な実施の確保に係る重要事項についての事務並びに関係事務を総括整理する。

第十二条を第十一条とする。

第十三条第一項中「八人」を「七人」に改め、「、入国管理局に参事官一人を」を削り、同条を第十二条とする。

第一章第二節第三款第一目中第十四条を第十三条とする。

第十五条第八号中「こと（」の下に「出入国在留管理庁及び」を加え、同条第二十二号中「こと」の下に「（出入国在留管理庁の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条を第十四条とする。

第十六条第四号中「及び保護司並びに」を「、保護司及び」に改め、「及び外国人技能実習機構」を削り、同条を第十五条とし、第十七条から第二十二条までを一条ずつ繰り上げ、第一章第二節第三款第二目中第二十三条を第二十二条とし、第二十四条から第二十八条までを一条ずつ繰り上げ、同款第三目中第二十九条を第二十八条とし、第三十条から第三十四条までを一条ずつ繰り上げ、同款第四目中第三十五条を第三十四条とし、第三十六条から第三十九条までを一条ずつ繰り上げ、同款第五目中第四十条を第三十九条とし、第四十一条から第四十三条までを一条ずつ繰り上げ、同款第六目中第四十四条を第四十三条とし、第四十五条から第四十七条までを一条ずつ繰り上げ、同款第七目中第四十八条を第四十七条とし、第四十九条から第五十三条までを一条ずつ繰り上げる。

第一章第二節第三款第八目を削る。

第一章第三節中第六十条を第五十三条とし、第六十一条を第五十四条とし、第六十二条を第五十五条とし、同章第四節中第六十三条を第五十六条とし、第六十四条から第六十六条までを七条ずつ繰り上げ、同章第五節第一款中第六十七条を第六十条とし、第六十八条を第六十一条とし、同節第二款中第六十九条を第六十二条とし、同節第三款中第七十条を第六十三条とし、第七十一条を第六十四条とし、第七十二条を第六十五条とする。

第七十三条中「第七十条第一項」を「第六十三条第一項」に、「第七十条第二項」を「第六十三条第二項」に改め、同条を第六十六条とする。